

○周南市報酬及び費用弁償支給条例

平成 15 年 4 月 21 日条例第 38 号

周南市報酬及び費用弁償支給条例（抄）

第 1 条～第 5 条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。（後略）

（略）

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 58 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

（略）

別表（第 2 条関係）（抄）

職名		区分		支給額
（略）		（略）		（略）
周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	基本給	46,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額
	会長職務代理者に選任された委員	月額	基本給	37,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額
	委員	月額	基本給	31,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	基本給	31,000 円
		年額	能率給	558,000 円以内で市長が別に定める額
（略）		（略）		（略）